

第4期播磨町障害福祉計画



平成27年3月
播磨町

目次

| | |
|--|----|
| 第1章 第4期播磨町障害福祉計画の策定にあたって..... | 1 |
| 1. 第4期播磨町障害福祉計画策定の趣旨 | 1 |
| 2. 第4期播磨町障害福祉計画の位置づけ | 2 |
| 3. 第4期播磨町障害福祉計画の期間 | 2 |
| 4. 第4期播磨町障害福祉計画策定に向けて踏まえるべき点 | 3 |
| 第2章 播磨町の現状..... | 5 |
| 1. 障がいのある人を取り巻く現状 | 5 |
| 2. 障害福祉サービスの進捗状況 | 10 |
| 3. ワークショップでの意見のまとめ | 16 |
| 第3章 第4期播磨町障害福祉計画の基本方向 | 21 |
| 1. 第4期播磨町障害福祉計画の基本理念 | 21 |
| 2. 第4期播磨町障害福祉計画における成果目標..... | 22 |
| 第4章 障害福祉サービス等の活動指標 | 25 |
| 1. 障害福祉サービス..... | 25 |
| 2. 地域生活支援事業..... | 30 |
| 3. 障がいのある児童への支援 | 39 |
| 第5章 第4期播磨町障害福祉計画の推進体制 | 41 |
| 1. 第2期播磨町障害者計画と連動した施策の推進..... | 41 |
| 2. 住民・事業者・地域等との協働の推進 | 41 |
| 3. 国、兵庫県及び近隣市町との連携 | 41 |
| 4. 第2期播磨町障害者計画及び第4期播磨町障害福祉計画の達成状況の点検及び評価 | 42 |
| 資料編 | 43 |
| 1. 障害福祉に関する法律等の状況 | 43 |

第1章 第4期播磨町障害福祉計画の策定にあたって

1. 第4期播磨町障害福祉計画策定の趣旨

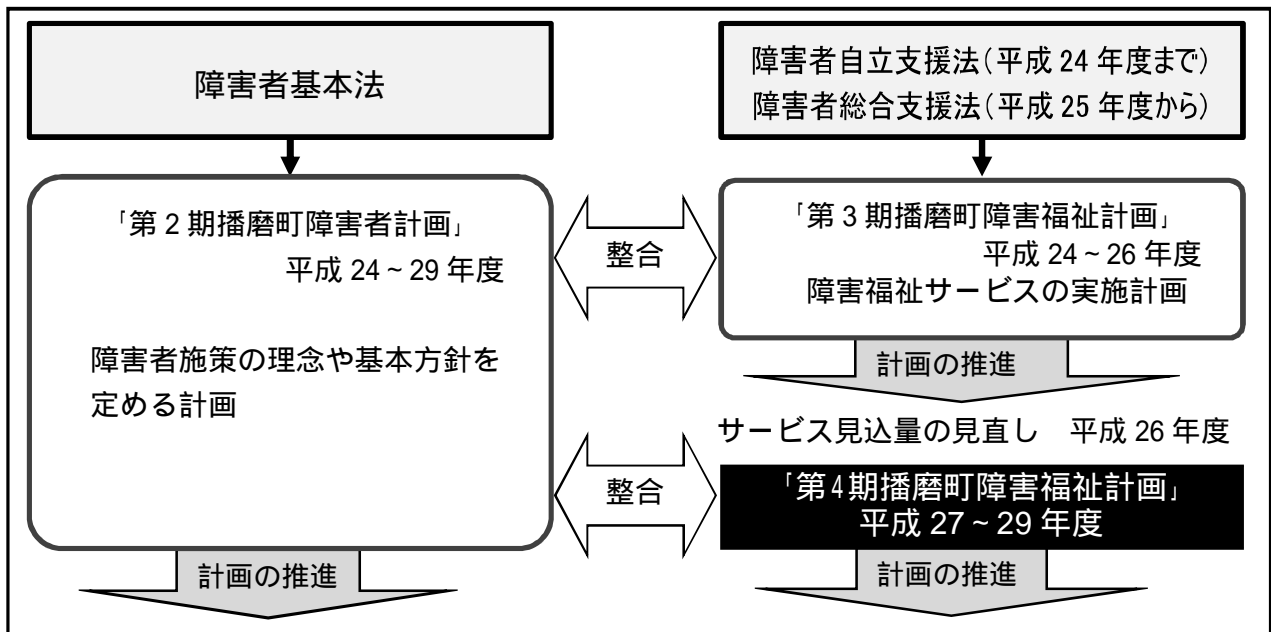
本町では、平成24年3月に「障害者基本法」に基づく「第2期播磨町障害者計画」と、「障害者自立支援法」に基づく「第3期播磨町障害福祉計画」を策定し、
「誰もがともに支え合い、くらす共生のまち」を基本理念とし、障害者施策を総合的・計画的に推進してきました。

その間、国においては、「障害者基本法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)をはじめとする関連法の改正が行われました。また、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」)が制定され、障がいのある人への差別を禁止する「障害者権利条約」の批准に必要な国内法の整備が整い、平成26年1月20日に国連事務局に批准書が寄託され、同年2月19日に「障害者権利条約」が発効となりました。平成23年8月に改正された「障害者基本法」では障がい者の定義を見直したほか、平成25年4月施行の「障害者総合支援法」では、制度の谷間のない支援をめざすとともに、法に基づく支援が地域社会における共生や社会的障壁の除去に資することを目的とする基本理念を掲げるなど、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しています。(各法律等の成立については、資料編を参照)

この「第4期播磨町障害福祉計画」(以下「本計画」という。)は、「第3期播磨町障害福祉計画」の計画期間が平成26年度で終了することから、これまでの障害福祉施策の取り組みや実績を評価・検証し、障がいのある人やその家族のニーズの多様化に対応するとともに、障がいのある人が地域の中で人格と個性を尊重され、障がいの有無にかかわらず互いに支え合い安心して充実した生活を送ることができる社会(共生社会)の実現に向け、平成27年度から平成29年度までの3か年を計画期間として策定するものです。

2. 第4期播磨町障害福祉計画の位置づけ

本計画は、「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画です。また、障がいのある人の支援については、様々な分野の取り組みを総合的・一体的に進める必要があることから、平成24年3月に策定した「第2期播磨町障害者計画」等の関連計画との調和を図ったものとします。



3. 第4期播磨町障害福祉計画の期間

本計画は、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とします。

| 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-------------------------|--------|--------|-------------------------|--------|--------|
| 第2期播磨町障害者計画（H24～H29年度） | | | | | |
| 第3期播磨町障害福祉計画（平成24～26年度） | | | | | |
| | | 見直し | 第4期播磨町障害福祉計画（平成27～29年度） | | |
| | | | | | 見直し |

4. 第4期播磨町障害福祉計画策定に向けて踏まえるべき点

平成24年6月に成立した「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、これまでの「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」となり、障がい者の範囲が拡大されたほか、障害福祉サービスなどに改正が行われました。本計画において踏まえるべきポイントについて以下に示します。

(1) 障害支援区分への名称・定義の改正

「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、その定義を「障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分」としています。

(2) 重度訪問介護の対象拡大

重度訪問介護の対象者を「重度の肢体不自由者その他の障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものとする」としており、現行の重度の肢体不自由に加え、重度の知的障がいのある人・精神障がいのある人に拡大しています。

(3) 共同生活介護の共同生活援助への一元化

障がいのある人の地域移行を促進するために、地域生活の基盤となる住まいの場の確保を促進するとともに、共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に統合されました。

(4) 地域移行支援の対象拡大

地域生活への移行のために支援を必要とする人を広く地域移行支援の対象とする観点から、現行の障害者支援施設等に入所している障がいのある人または精神科病院に入院している精神障がいのある人に加えて、その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする人であって厚生労働省令で定めるものが追加されました。この「厚生労働省令で定めるもの」としては、救護施設及び更生施設などの保護施設や、刑事施設及び少年院などの矯正施設、更生保護施設に入所等をしている障がいのある人が加えられています。

(5) 地域生活支援事業の追加

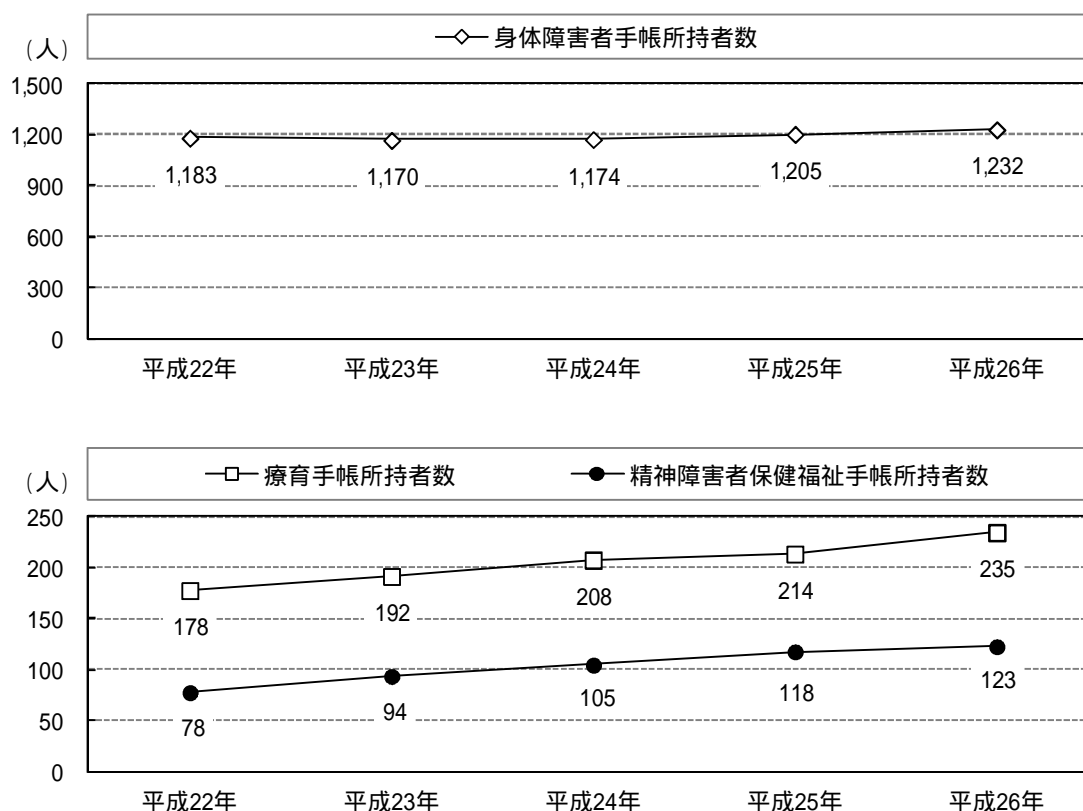
地域社会における共生を実現するため、地域での自発的な取り組みの支援、成年後見制度の利用促進及び意思疎通支援の強化を図るため、市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業として、「障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発」、「障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援」、「市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修」、「意思疎通支援を行う者の養成」が追加されました。

第2章 播磨町の現状

1. 障がいのある人を取り巻く現状

(1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者の推移をみると、各手帳所持者数ともに増加傾向にあり、平成26年4月1日時点での身体障害者手帳所持者数は1,232人、療育手帳所持者数は235人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は123人となっています。4年前の平成22年に比べてそれぞれ49人、57人、45人増加しており、その増加率は4.1%、32.0%、57.7%で、精神障害者保健福祉手帳所持者において著しい増加がみられます。

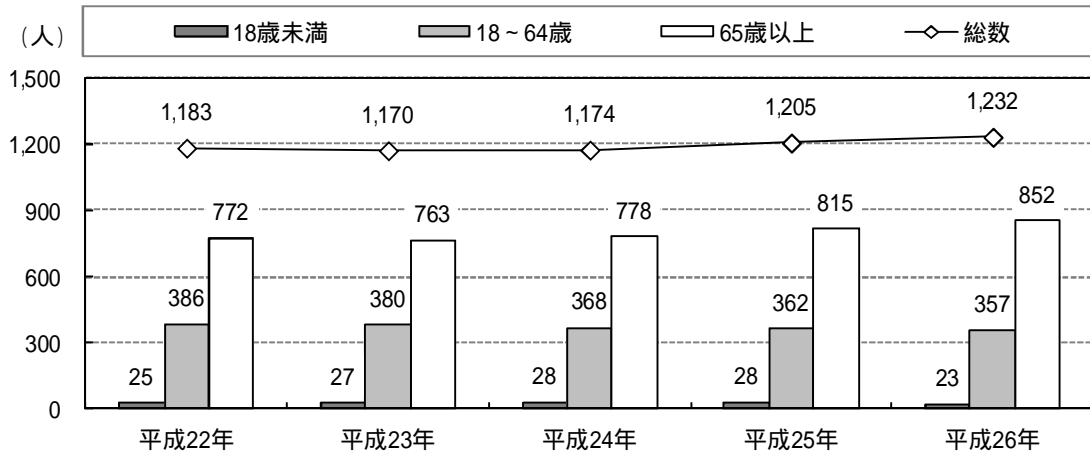


資料：福祉グループ 各年4月1日現在

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者の年齢別推移

身体障害者手帳所持者数を年齢別にみると、「18歳未満」でほぼ横ばい、「18～64歳」で微減傾向にあります。また、「65歳以上」では、平成23年でやや減少がみられるものの全体的には増加傾向で推移しており、平成26年4月1日時点で852人と、平成22年に比べて80人（10.4%）増加しています。

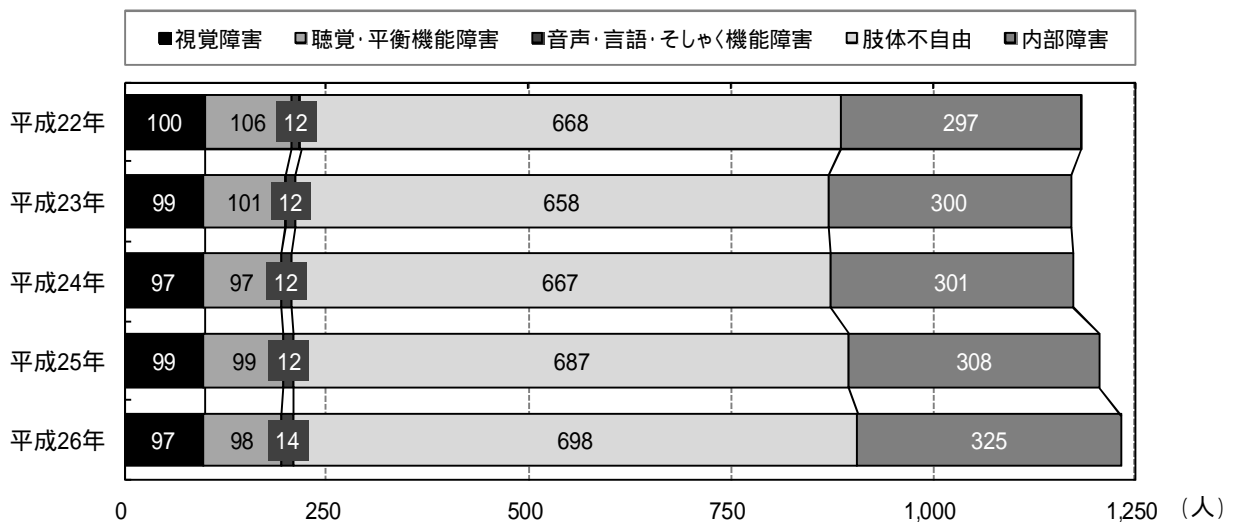


資料：福祉グループ 各年4月1日現在

身体障害者手帳所持者の障害種別推移

身体障害者手帳所持者数を障害種別にみると、各年ともに最も高い割合を占めるのが「肢体不自由」で、平成26年で698人となっています。平成23年以降の推移をみると、「視覚障害」「聴覚・平衡機能障害」で微減傾向がみられますが、そのほかでは増加傾向にあります。

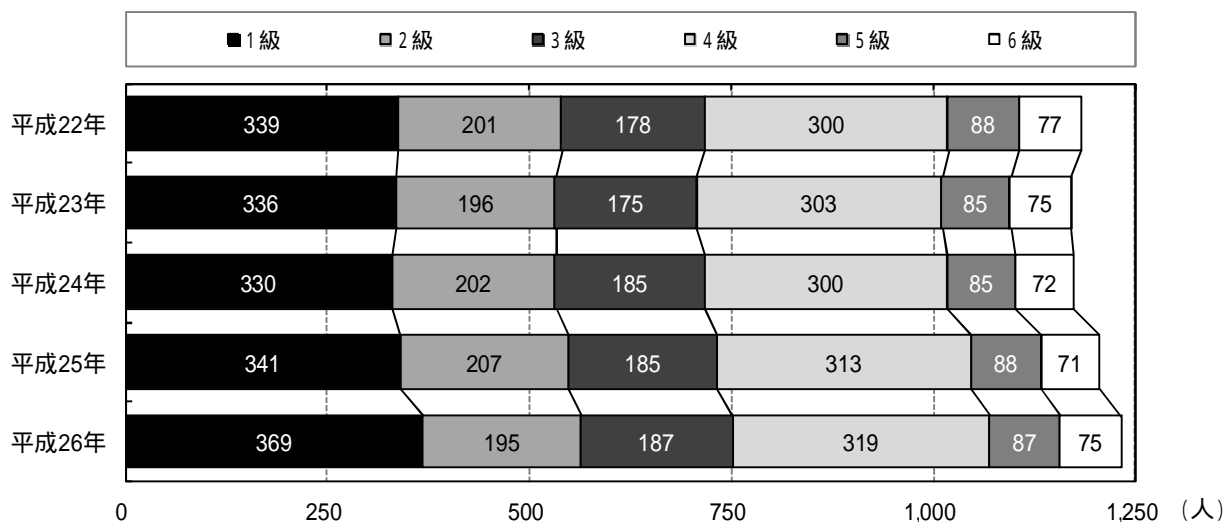
肢体不自由は上下肢、内部障害は心臓・じん臓の機能障害が増加傾向にあり、今後もこの傾向は続いていくものと思われます。



資料：福祉グループ 各年4月1日現在

身体障害者手帳所持者の等級別推移

身体障害者手帳所持者数を等級別にみると、各年ともに「1級」が最も多く、次いで「4級」が続いており、平成26年でそれぞれ369人、319人となっています。平成22年以降の推移でも「1級」「4級」で増加が著しく、それぞれ30人(8.8%)、19人(6.3%)増加しています。

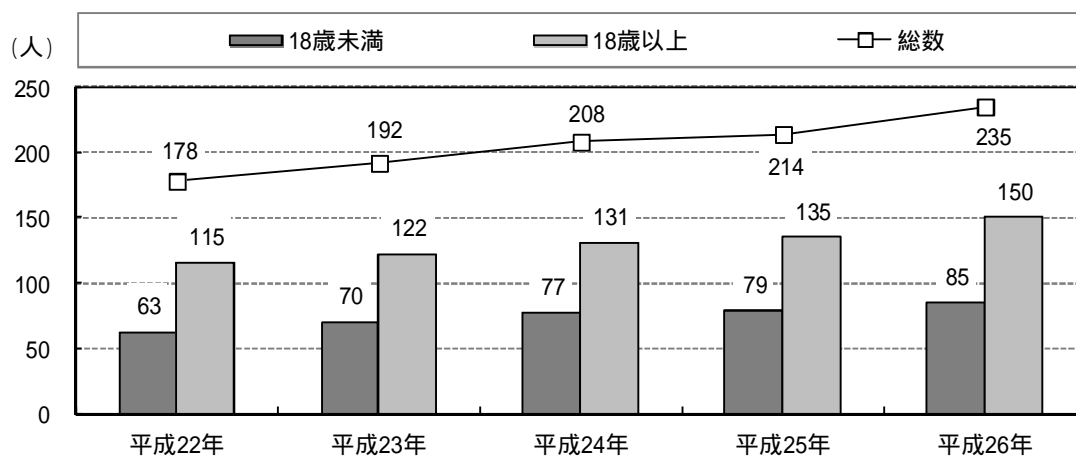


資料：福祉グループ 各年4月1日現在

(3)療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者の年齢別推移

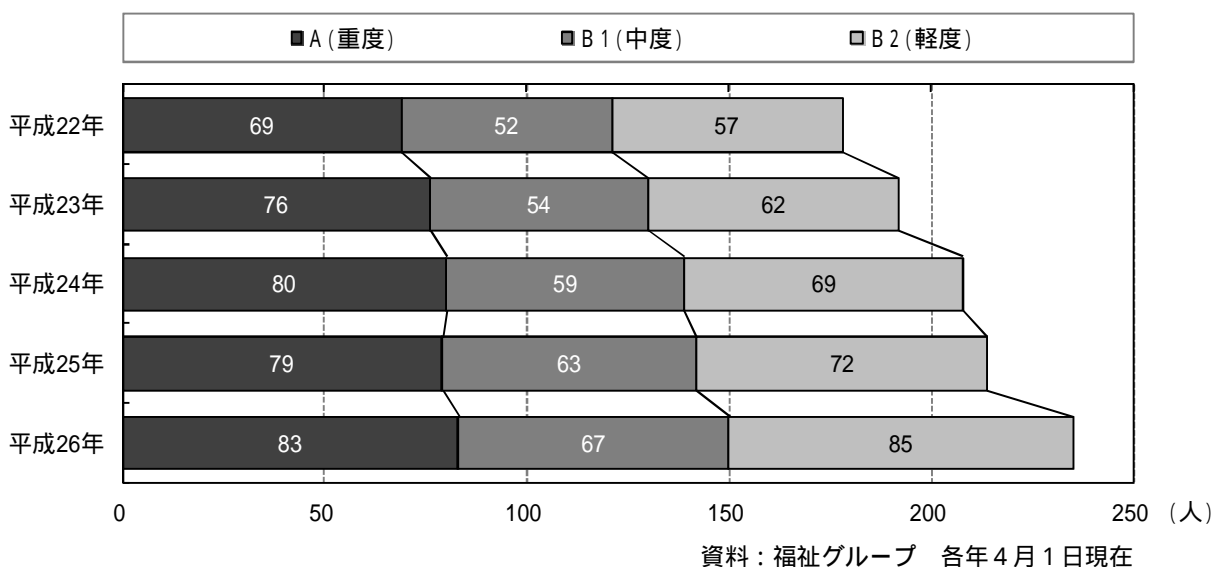
療育手帳所持者数を年齢別にみると、「18歳未満」「18歳以上」とともに増加傾向にあり、平成26年ではそれぞれ85人、150人で、平成22年に比べて22人(34.9%)、35人(30.4%)増加しています。



資料：福祉グループ 各年4月1日現在

療育手帳所持者の等級別推移

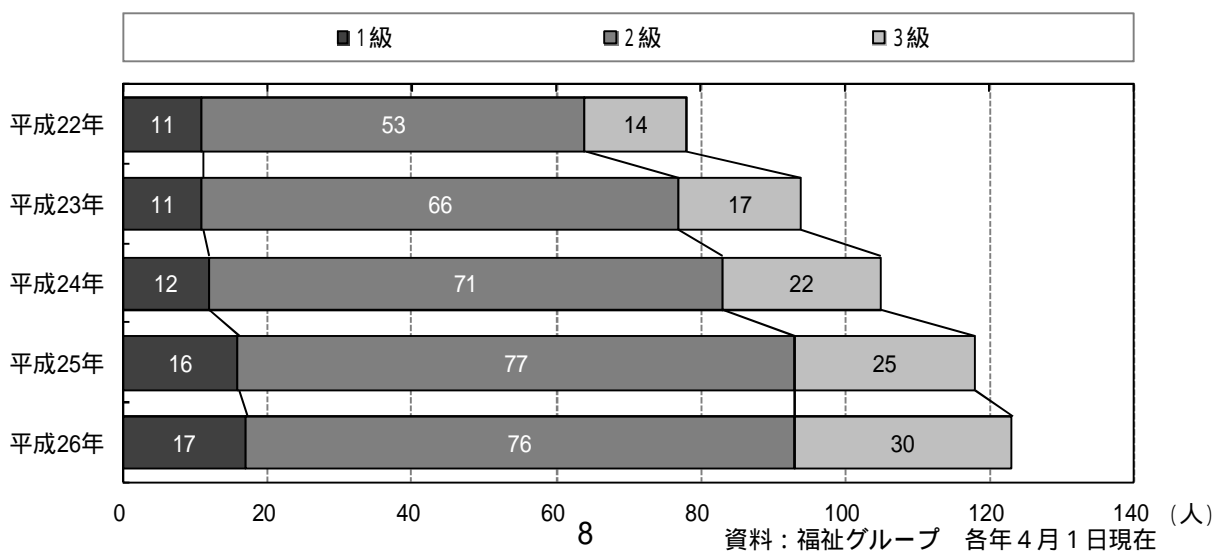
療育手帳所持者数を等級別にみると、平成22年以降すべての等級において増加傾向がみられ、平成26年で「A(重度)」が83人、「B1(中度)」が67人、「B2(軽度)」が85人となっています。特に「B2(軽度)」で増加が著しく、平成22年に比べて28人(49.1%)増加しており、特に近年、発達障がいのある人の療育手帳の申請が顕著となっています。



(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別にみると、平成22年以降すべての等級において増加傾向がみられます。各年ともに「2級」が最も多く、平成26年では76人となっています。次いで「3級」で、平成26年で30人となっており、平成22年の14人からほぼ倍増しています。今後、病院等からの地域移行が進めば、長期入院者等の取得により、更に増加が進むことが予想されます。



通院医療費公費負担申請者の状況

通院医療費公費負担申請者の状況をみると、平成22年以降は増加傾向で推移しており、平成26年は420人と、平成22年に比べて52人（14.1%）増加しています。

| 単位:人 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 通院医療費公費負担申請者 | 368 | 388 | 400 | 414 | 420 |

資料：福祉グループ 各年4月1日現在

(5) 難病患者(特定疾患医療受給者)の状況

難病患者の状況をみると、「一般特定疾患医療受給者」は平成25年に一旦減少したものの全体的には増加傾向で推移しており、平成26年は180人となっています。一方、「小児慢性特定疾患医療受給者」は平成24年まで増加傾向にありましたが、平成25年に減少に転じ、平成26年は13人となっています。

| 単位:人 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 一般特定疾患医療受給者数 | 156 | 177 | 177 | 169 | 180 |
| 小児慢性特定疾患医療受給者数 | 15 | 18 | 18 | 14 | 13 |
| 県単独特定疾患医療受給者数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

資料：福祉グループ 各年4月1日現在

2. 障害福祉サービスの進捗状況

(1) 訪問系サービス

居宅介護は、平成 26 年度において、利用者数、利用時間の計画値を大きく上回っています。

重度訪問介護、行動援護は、平成 26 年度に 1 人の見込量を立てていましたが、利用者はありませんでした。

同行援護は、年々利用率が高まってきており、平成 26 年度において、利用者数は計画値を下回っていますが、時間数は上回っています。

| 項目 | 単位 | 平成 24 年度 | | | 平成 25 年度 | | | 平成 26 年度 | | |
|----------|------|----------|-----|-------|----------|-----|--------|----------|-----|--------|
| | | 計画値 | 実績値 | 進捗率 | 計画値 | 実績値 | 進捗率 | 計画値 | 見込値 | 進捗率 |
| 居宅介護 | 人/月 | 26 | 17 | 65.4% | 28 | 23 | 82.1% | 19 | 43 | 226.3% |
| | 時間/月 | 244 | 202 | 82.8% | 263 | 437 | 166.2% | 209 | 652 | 312.0% |
| 重度訪問居宅介護 | 人/月 | 0 | 0 | 0.0% | 0 | 0 | 0.0% | 1 | 0 | 0.0% |
| | 時間/月 | 0 | 0 | 0.0% | 0 | 0 | 0.0% | 100 | 0 | 0.0% |
| 行動援護 | 人/月 | 0 | 0 | 0.0% | 0 | 0 | 0.0% | 1 | 0 | 0.0% |
| | 時間/月 | 0 | 0 | 0.0% | 0 | 0 | 0.0% | 100 | 0 | 0.0% |
| 同行援護 | 人/月 | 9 | 3 | 33.3% | 10 | 4 | 40.0% | 11 | 9 | 81.8% |
| | 時間/月 | 57 | 39 | 68.4% | 65 | 57 | 87.7% | 72 | 90 | 125.0% |

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスについてみると、平成 26 年度において、「自立訓練（機能訓練）」「療養介護」は、利用者数、利用日数ともにほぼ計画値どおり、「生活介護」「就労移行支援」「就労継続支援（A型、B型）」は計画値を上回っています。「自立訓練（生活訓練）」の利用日数は計画値を下回っていますが、「短期入所」については、平成 26 年度において、利用人数が上回っています。

| 項目 | 単位 | 平成 24 年度 | | | 平成 25 年度 | | | 平成 26 年度 | | |
|----------------|------|----------|-----|--------|----------|-----|--------|----------|-----|--------|
| | | 計画値 | 実績値 | 進捗率 | 計画値 | 実績値 | 進捗率 | 計画値 | 見込値 | 進捗率 |
| 生活介護 | 人/月 | 38 | 36 | 94.7% | 39 | 37 | 94.9% | 41 | 48 | 117.1% |
| | 人日/月 | 608 | 652 | 107.2% | 624 | 645 | 103.4% | 656 | 745 | 113.6% |
| 自立訓練 (機能訓練) | 人/月 | 1 | 1 | 100.0% | 1 | 1 | 100.0% | 1 | 1 | 100.0% |
| | 人日/月 | 21 | 13 | 61.9% | 21 | 5 | 23.8% | 21 | 21 | 100.0% |

| 項目 | 単位 | 平成 24 年度 | | | 平成 25 年度 | | | 平成 26 年度 | | |
|----------------|------|----------|-------|--------|----------|-------|--------|----------|-------|--------|
| | | 計画値 | 実績値 | 進捗率 | 計画値 | 実績値 | 進捗率 | 計画値 | 見込値 | 進捗率 |
| 自立訓練 (生活訓練) | 人/月 | 1 | 1 | 100.0% | 2 | 1 | 50.0% | 3 | 2 | 66.6% |
| | 人日/月 | 20 | 21 | 105.0% | 40 | 28 | 70.0% | 60 | 24 | 40.0% |
| 就労移行支援 | 人/月 | 4 | 4 | 100.0% | 5 | 1 | 20.0% | 6 | 11 | 183.3% |
| | 人日/月 | 76 | 77 | 101.3% | 95 | 17 | 17.9% | 114 | 127 | 111.4% |
| 就労継続支援 (A型) | 人/月 | 1 | 1 | 100.0% | 1 | 2 | 200.0% | 2 | 6 | 300.0% |
| | 人日/月 | 22 | 5 | 22.7% | 22 | 27 | 122.7% | 44 | 122 | 277.3% |
| 就労継続支援 (B型) | 人/月 | 60 | 66 | 110.0% | 61 | 67 | 109.8% | 63 | 74 | 117.5% |
| | 人日/月 | 1,020 | 1,123 | 110.1% | 1,037 | 1,118 | 107.8% | 1,071 | 1,251 | 116.8% |
| 療養介護 | 人/月 | 4 | 4 | 100.0% | 4 | 4 | 100.0% | 4 | 4 | 100.0% |
| 短期入所 | 人/月 | 7 | 5 | 71.4% | 8 | 6 | 75.0% | 9 | 18 | 200.0% |
| | 人日/月 | 49 | 46 | 93.9% | 56 | 50 | 89.3% | 63 | 55 | 87.3% |

(3) 居住系サービス

居住系サービスについて、「共同生活援助・共同生活介護」は、各年度ともに計画値を下回っていますが、「施設入所支援」はほぼ計画値どおりとなっています。

| 項目 | 単位 | 平成 24 年度 | | | 平成 25 年度 | | | 平成 26 年度 | | |
|-------------------|-----|----------|-----|--------|----------|-----|-------|----------|-----|-------|
| | | 計画値 | 実績値 | 進捗率 | 計画値 | 実績値 | 進捗率 | 計画値 | 見込値 | 進捗率 |
| 共同生活援助 ・共同生活介護 | 人/月 | 11 | 10 | 90.9% | 12 | 11 | 91.7% | 17 | 14 | 82.4% |
| 施設入所支援 | 人/月 | 20 | 20 | 100.0% | 20 | 18 | 90.0% | 20 | 18 | 90.0% |

(4) 相談支援

相談支援は、平成 26 年度において「計画相談支援」の利用が進み、計画値を大きく上回っています。「地域移行支援」は平成 25 年度まで計画値どおりとなっていました。平成 26 年度では利用者がいない状況となっています。

| 項目 | 単位 | 平成 24 年度 | | | 平成 25 年度 | | | 平成 26 年度 | | |
|--------|-----|----------|-----|--------|----------|-----|--------|----------|-----|--------|
| | | 計画値 | 実績値 | 進捗率 | 計画値 | 実績値 | 進捗率 | 計画値 | 見込値 | 進捗率 |
| 計画相談支援 | 人/月 | 5 | 5 | 100.0% | 15 | 10 | 66.7% | 40 | 150 | 375.0% |
| 地域移行支援 | 人/月 | 1 | 1 | 100.0% | 1 | 1 | 100.0% | 2 | 0 | 0.0% |
| 地域定着支援 | 人/月 | 0 | 0 | - | 1 | 0 | 0.0% | 2 | 0 | 0.0% |

(5) 地域生活支援事業【必須事業】

相談支援事業

障害者相談支援事業は、各年度において計画値どおりとなっています。障害者相談支援事業（事業所）、地域自立支援協議会、成年後見制度利用支援事業の3項目として記載しています。

一方、基幹相談支援センター及び住宅入居等支援事業においては、計画値を下回っています。

| 項目 | 単位 | 平成24年度 | | | 平成25年度 | | | 平成26年度 | | |
|---------------|----|--------|-----|--------|--------|-----|--------|--------|-----|--------|
| | | 計画値 | 実績値 | 進捗率 | 計画値 | 実績値 | 進捗率 | 計画値 | 見込値 | 進捗率 |
| 障害者相談支援事業 | 箇所 | 2 | 2 | 100.0% | 3 | 3 | 100.0% | 3 | 3 | 100.0% |
| 基幹相談支援センター | 有無 | 0 | 0 | 0.0% | 0 | 0 | 0.0% | 1 | 0 | 0.0% |
| 市町村相談支援機能強化事業 | 有無 | 1 | 1 | 100.0% | 1 | 1 | 100.0% | 1 | 1 | 100.0% |
| 住宅入居等支援事業 | 有無 | 0 | 0 | 0.0% | 0 | 0 | 0.0% | 1 | 0 | 0.0% |

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、平成25年度に実績が1件みられます。

| 項目 | 単位 | 平成24年度 | | | 平成25年度 | | | 平成26年度 | | |
|--------------|-----|--------|-----|------|--------|-----|--------|--------|-----|------|
| | | 計画値 | 実績値 | 進捗率 | 計画値 | 実績値 | 進捗率 | 計画値 | 見込値 | 進捗率 |
| 成年後見制度利用支援事業 | 件/年 | 1 | 0 | 0.0% | 1 | 1 | 100.0% | 2 | 0 | 0.0% |

意思疎通支援事業

手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、各年度ともに計画値を下回っています。

| 項目 | 単位 | 平成24年度 | | | 平成25年度 | | | 平成26年度 | | |
|-----------------|-------|--------|-----|-------|--------|-----|-------|--------|-----|-------|
| | | 計画値 | 実績値 | 進捗率 | 計画値 | 実績値 | 進捗率 | 計画値 | 見込値 | 進捗率 |
| 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | 実利用人数 | 6 | 3 | 50.0% | 7 | 1 | 14.3% | 8 | 3 | 37.5% |

日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は、平成 26 年度において、「排泄管理支援用具」はほぼ計画値どおり、「介護・訓練支援用具」「自立生活支援用具」「情報・意思疎通支援用具」は計画値を上回っていますが、「在宅療養等支援用具」「居住生活動作補助用具（住宅改修費）」は計画値を下回っています。

| 項目 | 単位 | 平成 24 年度 | | | 平成 25 年度 | | | 平成 26 年度 | | |
|-----------------------|-----|----------|-----|--------|----------|-----|--------|----------|-----|--------|
| | | 計画値 | 実績値 | 進捗率 | 計画値 | 実績値 | 進捗率 | 計画値 | 見込値 | 進捗率 |
| 介護・訓練支援用具 | 件/年 | 5 | 2 | 40.0% | 5 | 5 | 100.0% | 5 | 7 | 140.0% |
| 自立生活支援用具 | 件/年 | 7 | 7 | 100.0% | 7 | 8 | 114.3% | 7 | 9 | 128.6% |
| 在宅療養等支援用具 | 件/年 | 7 | 4 | 57.1% | 7 | 6 | 85.7% | 7 | 6 | 85.7% |
| 情報・意思疎通支援用具 | 件/年 | 15 | 14 | 93.3% | 15 | 17 | 113.3% | 15 | 17 | 113.3% |
| 排泄管理支援用具 | 件/年 | 513 | 553 | 107.8% | 538 | 537 | 99.8% | 563 | 578 | 102.7% |
| 居住生活動作補助用具 (住宅改修費) | 件/年 | 3 | 1 | 33.3% | 3 | 1 | 33.3% | 3 | 2 | 66.7% |
| 日常生活用具給付等事業 (総数) | 件/年 | 550 | 581 | 105.6% | 575 | 574 | 99.8% | 600 | 619 | 103.2% |

移動支援事業

移動支援事業は、平成 24 年度では利用時間、利用者数ともに見込量を下回っていますが、平成 25 年度、平成 26 年度においては、計画値を上回っています。特に平成 26 年度は 1.5 倍以上計画値を上回っています。

| 項目 | 単位 | 平成 24 年度 | | | 平成 25 年度 | | | 平成 26 年度 | | |
|--------|------|----------|-------|-------|----------|-------|--------|----------|-------|--------|
| | | 計画値 | 実績値 | 進捗率 | 計画値 | 実績値 | 進捗率 | 計画値 | 見込値 | 進捗率 |
| 移動支援事業 | 人/月 | 20 | 18 | 90.0% | 22 | 26 | 118.2% | 24 | 39 | 162.5% |
| | 時間/年 | 1,550 | 1,369 | 88.3% | 1,600 | 1,707 | 106.7% | 1,650 | 2,567 | 155.6% |

地域活動支援センター事業

地域活動支援センターの箇所数（町内）は、各年度ともに計画値を上回っています。利用者数（町内外）は、平成 26 年度において、計画値を上回っています。

| 項目 | 単位 | 平成 24 年度 | | | 平成 25 年度 | | | 平成 26 年度 | | |
|------------|-------------|----------|-----|--------|----------|-----|--------|----------|-----|--------|
| | | 計画値 | 実績値 | 進捗率 | 計画値 | 実績値 | 進捗率 | 計画値 | 見込値 | 進捗率 |
| 地域活動支援センター | 町内 / 箇所 | 1 | 1 | 100.0% | 1 | 2 | 200.0% | 1 | 2 | 200.0% |
| | 町内外利用者数 / 年 | 40 | 35 | 87.5% | 40 | 24 | 60.0% | 40 | 51 | 127.5% |

(6) 地域生活支援事業【任意事業】

地域生活支援事業の任意事業は、各年度ともに利用者の増減がみられますが、平成 26 年度においては「訪問型歩行訓練」「訪問入浴サービス事業」で計画値を上回っています。

| 項目 | 単位 | 平成 24 年度 | | | 平成 25 年度 | | | 平成 26 年度 | | |
|---------------------|-----|----------|-----|--------|----------|-----|--------|----------|-----|--------|
| | | 計画値 | 実績値 | 進捗率 | 計画値 | 実績値 | 進捗率 | 計画値 | 見込値 | 進捗率 |
| 日中一時支援事業 | 人/年 | 16 | 14 | 87.5% | 17 | 21 | 123.5% | 17 | 12 | 70.6% |
| 生活訓練事業 (のびのびハリマ) | 人/年 | 23 | 19 | 82.6% | 24 | 23 | 95.8% | 25 | 19 | 76.0% |
| 訪問型歩行訓練 | 人/年 | 1 | 0 | 0.0% | 1 | 0 | 0.0% | 1 | 2 | 200.0% |
| 生活サポート事業 | 人/年 | 1 | 0 | 0.0% | 2 | 6 | 300.0% | 2 | 1 | 50.0% |
| 訪問入浴サービス事業 | 人/年 | 1 | 1 | 100.0% | 1 | 1 | 100.0% | 1 | 2 | 200.0% |
| 重度心身障害者福祉タクシー料金助成事業 | 人/年 | 230 | 191 | 83.0% | 245 | 209 | 85.3% | 260 | 205 | 78.8% |
| 心身障害者扶養共済制度加入者補助事業 | 人/年 | 32 | 20 | 62.5% | 33 | 19 | 57.6% | 34 | 26 | 76.5% |
| 訪問理美容サービス事業 | 人/年 | 4 | 6 | 150.0% | 5 | 6 | 120.0% | 5 | 3 | 60.0% |
| 障害者更生援護事業 | 人/年 | 70 | 49 | 70.0% | 75 | 57 | 76.0% | 80 | 92 | 115.0% |

障害者更生援護事業

福祉施設等に入通所している人、もしくはその扶養義務者に対し、負担金の一部及び交通費の補助を行う事業。

(7) 障がい児支援

障がい児支援は、平成 25 年度、平成 26 年度において、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」とともに計画値を上回っています。両サービスは、利用率が高くなっており、平成 24 年度の児童発達支援を除き、計画値を大幅に上回っています。

主な要因として、町内及び近隣市町に事業所が新規開設されていること、また、事業所の送迎実施により、学校から直接、事業所に通所する等、利用のしやすさによるものと考えられます。

| 項目 | 単位 | 平成 24 年度 | | | 平成 25 年度 | | | 平成 26 年度 | | |
|----------------|------|----------|-----|--------|----------|-----|--------|----------|-----|--------|
| | | 計画値 | 実績値 | 進捗率 | 計画値 | 実績値 | 進捗率 | 計画値 | 見込値 | 進捗率 |
| 児童発達支援 | 人/月 | 8 | 6 | 75.0% | 9 | 9 | 100.0% | 10 | 24 | 240.0% |
| | 人日/月 | 48 | 69 | 143.8% | 54 | 116 | 214.8% | 60 | 186 | 310.0% |
| 放課後等 デイサービス | 人/月 | 13 | 20 | 153.8% | 14 | 39 | 278.6% | 15 | 55 | 366.7% |
| | 人日/月 | 78 | 151 | 193.6% | 84 | 467 | 556.0% | 90 | 427 | 474.4% |

【第 2 章のまとめ】

第 3 期播磨町障害福祉計画においては、ほぼ全体的にサービスの利用が進んでいます。特に、居宅介護、生活介護、就労移行支援、就労継続支援（A・B 型）、計画相談、移動支援、児童発達支援、放課後等デイサービスは大幅に計画値を上回っています。

こうした傾向は、平成 24 年度からの計画相談の導入により、障がいのある人のサービス理解が進み、必要なサービスを利用することが可能になったこと、また、当町においても、障がいのある人の社会へ出る意識が高まったことにより、他の都市部と同様、外出等の機会が増加したこと、児童については、発達障害の申請が近年増加していることが内的要因と考えられます。

外的要因としては、町内外にサービス事業所が増加傾向にあり、送迎も含めて、障がいのある人により利用しやすい環境になってきていると考えられます。

しかしながら、今後も利用ニーズが増大することが予測されるため、事業者の参入促進をはじめ、県・近隣市町と連携しながら、サービス基盤の整備・確保などに努め、サービス量を確保していく必要があります。

また、「福祉施設から地域生活への移行」が成果目標として掲げられていることから、グループホームの確保に加え、地域移行支援や地域定着支援も重要なサービスとなるため、サービス内容の周知や事業者の確保などを進め、サービスの実施に向けて、取り組んでいく必要があります。

3. ワークショップでの意見のまとめ

計画策定にあたり、播磨町地域自立支援協議会においてワークショップを開催し、当事者・団体からの意見をいただきました。主な意見については、下記に記載の通りです。

今後の計画推進にあたっては、これらの意見を参考にしながら、当事者・団体・町が、自助・共助・公助の精神に基づき、一緒に進めていきたいと考えています。

(1) 障害福祉サービス

訪問系サービス

居宅介護・移動支援は、利用率が高く、今後も増加が見込まれるため、利用の増加を見込むとともに、利用のしやすさ（多子家族や家族内に支援が必要な人が複数いる場合など）が求められています。

必要な人が必要な時間を利用できるよう、適切な支給決定が求められています。

事業所が足りない現状があるものの、事業所の開設が困難なことから、広域的な連携のもと事業所を確保していく必要があります。

行動援護については、利用ニーズ及び事業所数も少ないため、今後、町内外の事業所等へ事業実施を働きかけることが求められています。

【ワークショップでの主な意見】

- ・ 居宅介護では、目標値の2倍以上、上回っている。
- ・ ヘルパー利用に制限があり、利用を拡大してほしい。
- ・ 多子家族・家族内に支援の必要な人が複数いる場合、居宅介護の利用や移動支援の利用をやすくしてほしい。
- ・ 実際の介助に必要な利用量が支給決定されていない。
- ・ 事業所が足りない現状があるが、事業所を開くことは難しい。

短期入所及び日中活動系サービス

短期入所（ショートステイ）については、必要なときに利用できるよう、身近な場所での実施をはじめ、知的障がいのある人への対応が求められています。

短期入所（ショートステイ）については、利用のためのガイドラインの作成が求められています。

日中活動系サービスについて、その人に合った支援が少ないため、事業所を確保するなど、サービスの充実が求められています。

一般就労に向けて、ハローワーク等の関係機関や企業との連携をはじめ、就職先の開拓が求められています。

就労継続支援事業（A型・B型）においては、一般就労に向けた取り組みを行っていくことが求められています。

就労継続支援事業B型では、ジョブコーチの確保や就労アセスメントと計画相談支援の連携など、サービスの質的向上が求められています。

【ワークショップでの主な意見】

- ・ 日中活動の場の提供について、その人にあった支援が少ない。
- ・ 就労継続支援事業A型利用時のハローワークとの協力。労働行政と福祉行政の共通認識ができていない。
- ・ 就労継続支援事業B型から同事業A型や一般就労に向けた取り組みが少ない。
- ・ 地元企業との仕事・就労における連携のあり方を模索する必要がある。
- ・ 就労移行支援事業から一般企業への就職のステップにまだ大きな壁がある。
- ・ 一般企業で採用が増えるよう、企業にも理解を深めることが必要。
- ・ 就労継続支援事業B型では、作業受注を増やすための営業が不足している。
- ・ 町内で働ける場所が必要。
- ・ 本人及び家族も就労について見通しが見つからない。
- ・ ジョブコーチが少ない。
- ・ 就労アセスメントと計画相談の連携。役割がはっきりできればいい。
- ・ 夜間使えるもの、ショートステイが出来る場所が近くにない。いざという時にこそ行きやすい場所にあってほしい。
- ・ 知的障がいのある人のショートステイが近くにほしい
- ・ ショートステイ（長期の時）で他の今まで利用していたものが使えなくて困っている。
- ・ 緊急時一時的でも使えるショートステイが必要。

居住系サービス

共同生活援助(グループホーム)については、親亡き後の子どもの生活の場として、町内での整備及び町外からの誘致が求められています。

グループホームの利用に際して、体験入所など事前に学習する場が求められています。

グループホームに加えて、受け皿となる短期入所(ショートステイ)などのサービスの充実も求められています。

施設入所支援では、支援の充実が求められています。

【ワークショップでの主な意見】

- ・ 町内に入所施設・グループホームがないので、整備してほしい。
- ・ グループホームがないので子どもの将来(親亡き後)が心配。
- ・ グループホームが必要になる少し前から体験等をさせてみたい。
- ・ 施設入所支援は、今後利用希望者が増加すると思われるので支援を充実してほしい。
- ・ グループホームについて、町内事業所に限定せず、町外(法人)を誘致することも視野に入れるべき。
- ・ 町内老人施設も協働して利用できるようにしてほしい。
- ・ グループホーム入居希望者にもよるが、入りたくても定員いっぱいに入れない場合などに、ショートステイなどの他のサービスで代替してほしい。

相談支援

障害児相談支援・障害者相談支援については、支援を円滑に行うための計画相談のシステム化をはじめ、制度について利用者への周知徹底が必要となっています。

相談支援について、事業者間の連携を進め、情報共有や横のつながりづくりなどを行っていく必要があります。

相談支援専門員への負担が大きくなっていることから、人員を確保していくとともに、資質の向上を図ることが必要となっています。

【ワークショップでの主な意見】

- ・ 相談できる事業所が多いが、相談するルートが整備されていないため、どこに相談すれば良いかわからないことがある。
- ・ 相談する際の手続きが周知されていない。
- ・ 障がいのある人の母親の心のケアへの対策が必要である。
- ・ 障がいのある子どもの親が上手に相談支援を活用出来ていないと感じる。
- ・ 計画相談により、生活できる範囲が広がり、助かっている。
- ・ 計画相談の内容について認識できていない人が多い。
- ・ 他の事業所との連携が浅く、情報を得づらくなっている。
- ・ 一般的な相談と特定・計画相談の役割と分担が必要。

(2) 地域生活支援事業

必須事業

相談支援については、家族全体をサポートすることが難しいことから、地域包括支援センターと相談支援事業所、教育機関との連携が必要となっています。

相談支援の充実に向けて、基幹相談支援センターの設置が求められており、人材の育成・確保も含めて検討を進めていく必要があります。

成年後見制度について、必要な人の利用に向けて、利用促進のための方策が求められています。

福祉サービス以外の地域資源の活用の観点で、移動・通勤を支援するボランティア（シルバー人材等の連携）の育成が求められています。

【ワークショップでの主な意見】

- ・ 事業者間の連絡調整や関係機関の連携が進んでいないのは残念。
- ・ 相談箇所は増えたが、相談内容によってどこへ行ったらよいかわからない。
- ・ 相談支援の計画案の出し方が2市2町で違う。
- ・ 成年後見制度の利用実績がない。利用促進を図るための方策が必要。
- ・ 手話奉仕員の養成が必要。
- ・ デジタル要約筆記を検討してみてもどうか。
- ・ ガイドヘルパーの利用がその内容により制限されている。
- ・ 公共の交通機関が近くにない人への支援はどうしたら良いか。
- ・ 通学で移動支援が利用できたら本人の「出来る力」の広がりも見られるはず。
- ・ 移動支援が緊急時に使えない。通学支援に使えない。
- ・ 移動支援で支援できる外出目的（買い物など）がわかりにくい。
- ・ 移動支援や通院介助の（身体介護有・無）の基準がわかりづらい。
- ・ 地域活動支援センターが近くにあったよかった。相談ができてよかった。

任意事業

日中一時支援事業や生活訓練事業（のびのびハリマ）については、今後も本人のニーズに合った事業をしていく必要があります。

【ワークショップでの主な意見】

- ・ 日中一時支援事業について、土日預ける際に、デイのように子どもにも対応ができるプログラムがあればと思う。
- ・ のびのびハリマも放課後等デイサービスで出来ないことをしてくれるのでありがたい。
- ・ 中学校の生活になるとのびのびハリマに参加できないので夏休みの過ごし方に不安。
- ・ 声の広報も助かっている。今後「読みあげソフト」などの普及をしていければよいと思う。

(3) 障がい児支援

放課後等デイサービスでは、個別のニーズに対応していくことが求められています。障がいのある子どもの居場所づくりに向けて、障害福祉サービス等の利用に加えて、地域では、ボランティアの登録・養成や講座の実施などのシステムづくりが求められています。

放課後等デイサービスの充実に向けて、学校と連携して情報を共有するとともに、活動内容の周知も求められています。

【ワークショップでの主な意見】

- ・ 就学前の児童が通う施設があればいい。
- ・ 放課後等デイサービス、児童発達支援、移動支援等を利用することで、学校と家庭以外の場で活動することが増えた。
- ・ 放課後等デイサービスを利用できる事業所が近くにあるので、放課後楽しむ時間ができてよかった。
- ・ 学校と放課後等デイサービスの担当者との連携がとりにくく、情報の共有化が図れない。
- ・ 放課後等デイサービスでの活動内容がわからない。

第3章 第4期播磨町障害福祉計画の基本方向

1. 第4期播磨町障害福祉計画の基本理念

本計画は、第2期播磨町障害者計画とめざす方向性を共有するため、同じ基本理念を設定し、計画を進めます。

誰もがともに支え合い、くらす共生のまち

共生社会は、住み慣れた地域の中でこそあり得るべきものであり、障がいのある人もない人も対等な構成員として人権を尊重され、選択できる豊富なメニューがあり、自己決定に基づいてあらゆる社会活動に参加・参画できるとともに、社会の一員としてその責任を分担することもできる社会です。

障害があっても、高齢になっても、子どもであっても、それぞれのありようが尊重され、ありのままに、その人らしく、生きていくことが認め合え、誰もが排除・分離・隔離されず、また支援が必要な人にはその人にあった支援が用意され、同じ社会の中で暮らすことができる共生のまちづくりを住民全体で進めます。

そのためには、「福祉の心が行き届くこと」が大事であり、町全体でその意識を共有し、それぞれが取り組みを進めていくことが大切です。

2. 第4期播磨町障害福祉計画における成果目標

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進

| | |
|------|--|
| 国の指針 | <p>平成 25 年度末時点の施設入所者の 12% 以上の人の地域生活への移行を進める。施設入所者数を平成 25 年度末時点から 4 % 以上減らす。</p> <p>平成 26 年度末において、第 3 期播磨町障害福祉計画で定めた平成 26 年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成 29 年度末における地域生活に移行する人及び施設入所者の減少割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。</p> |
|------|--|

成果目標

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|----------------------|-----------------------|-----------------------------------|
| 平成 25 年度末時点の施設入所者(A) | 18 人 | 平成 25 年度末時点の入所者数 |
| 【目標】地域生活移行者の増加 | 4 人 ----- 16.7% | (A)のうち、平成 29 年度末までに地域生活に移行する人の目標値 |
| 平成 29 年度末時点の施設入所者(B) | 17 人 | 平成 29 年度末の利用者数の見込 |
| 【目標】施設入所者の減少数 | 1 人 ----- 5.6% | 差引減少見込数(A) - (B) |

現状と課題

第 3 期播磨町障害福祉計画では、平成 26 年度末までの施設入所者数を 20 人と設定しています。平成 25 年度の実績は 18 人で、平成 26 年度の実績も 18 人となっています。

今後の方針と見込量確保のための方針

国の基本指針に従い、一つ目の目標である平成 25 年度末時点の施設入所者 18 人から 12% 以上を地域生活へ移行するため、平成 29 年度末までに地域生活に移行する人の目標値を 4 人とします。

また、二つ目の目標である施設入所者数を平成 25 年度末時点の 18 人から 4 % 以上減少させるため、1 人を減少の目標値とし、平成 29 年度末時点の施設入所者は 17 人とします。

目標の実現に向けては、生活介護をはじめ、自立訓練等のサービス、就労継続支援などの日中活動系サービスの充実や、グループホームなど、地域での居住の場の確保・整備に努めます。

また、相談支援体制を整えるため、相談支援事業所の確保にも努めます。

(2) 地域生活支援拠点等の整備

| | |
|------|--|
| 国の指針 | 障がいのある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、平成 29 年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも 1 つを整備する。 |
|------|--|

今後の方針と見込量確保のための方針

地域での生活を実現するため、居住支援機能であるグループホーム及び障害者支援施設に相談、緊急時の受け入れ、コーディネータの配置など、地域支援機能を付加した地域の拠点を整備します。

近隣市町の状況を踏まえるとともに、播磨町地域自立支援協議会等の場を活用し、ニーズの把握と実施に向けての検討を進め、地域生活支援拠点等の整備の推進を図ります。

(3) 福祉施設から一般就労への移行促進

| | |
|------|--|
| 国の指針 | 福祉施設から一般就労に移行する人を、平成 24 年度実績の 2 倍以上とする。就労移行支援事業の利用者数について、平成 25 年度末の利用者から 6 割以上（1.6 倍以上）増加させる。就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする。 |
|------|--|

成果目標

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|-----------------------------|------|------------------------------------|
| 平成 24 年度の一般就労への移行者(A) | 5 人 | 平成 24 年度の一般就労に移行した人数 |
| 【目標】福祉施設から一般就労への移行者数(B) | 10 人 | 就労移行支援事業等を通じて平成 29 年度中に一般就労に移行する人数 |
| | 2 倍 | (B) / (A) |
| 平成 25 年度末時点の就労移行支援事業の利用者(C) | 1 人 | 平成 25 年度末時点の就労移行支援事業の利用者数 |
| 【目標】就労移行支援事業の利用者(D)の増加 | 15 人 | 就労移行支援事業の平成 29 年度末における利用者数 |
| | 15 倍 | (D) / (C) |
| 就労移行支援事業所数(E) | 0 箇所 | 平成 26 年度の就労移行支援事業所数 |
| 【目標】就労移行支援事業所の就労移行率の増加(F) | 0 箇所 | 平成 29 年度の就労移行率が 3 割以上の事業所数 |
| | 0 | (F) / (E) |

現状と課題

第3期播磨町障害福祉計画では平成26年度に一般就労に移行する人数の目標値を2人と設定していました。平成25年度の実績は1人、平成26年度の実績(見込)では1人となっています。

今後の方針と見込量確保のための方針

国の方針を踏まえると、目標値は10人となります。

目標の実現に向けて、播磨町地域自立支援協議会を通じた取り組みをはじめ、事業所の確保、加古川障害者就業・生活支援センターやハローワーク等と連携を図り、就労に向けた情報の共有化に努め、一般就労への移行を進めます。

「精神科病院から地域生活への移行促進」については、都道府県の成果目標に準じるものとし、そのため、精神障がいのある人の地域移行の促進に向けて、県と連携しながら、サービスや事業の充実を図ります。

第4章 障害福祉サービス等の活動指標

1. 障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

内容

| サービス名 | 内容 |
|--------------|---|
| 居宅介護(ホームヘルプ) | 自宅で、掃除、洗濯、買物、入浴、排せつ、食事の支援等を行います。 |
| 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人及び重度の知的障がいのある人・精神障がいのある人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。 |
| 同行援護 | 視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)移動の援護等の外出支援を行います。 |
| 行動援護 | 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。 |
| 重度障害者等包括支援 | 介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。 |

見込量

| サービス名 | | 平成 26 年度 (見込み) | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|------------------|------|-------------------|----------|----------|----------|
| 居宅介護 (ホームヘルプ) | 人/月 | 43 | 60 | 72 | 84 |
| | 時間/月 | 652 | 1,037 | 1,245 | 1,452 |
| 重度訪問介護 | 人/月 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| | 時間/月 | 0 | 100 | 100 | 100 |
| 同行援護 | 人/月 | 9 | 11 | 12 | 14 |
| | 時間/月 | 90 | 110 | 120 | 140 |
| 行動援護 | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 時間/月 | 0 | 0 | 0 | 100 |
| 重度障害者等包括支援 | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 時間/月 | 0 | 0 | 0 | 0 |

確保のための方策

居宅介護、同行援護については、今後の障がいのある人の増加を踏まえ、利用の増加が見込まれます。支援を必要とする人が必要なサービスを利用できるよう、事業所等への働きかけを行うとともに、新規参入を支援し、サービス提供基盤の拡充を図ります。

特に、精神障がいのある人に対する訪問系サービスについては、身体障がいのある人または知的障がいのある人、高齢者への訪問系サービスを実施している事業者の参画促進に努めます。

重度訪問介護、行動援護について、利用実績がまだありませんが、重度訪問介護については、従来の身体障がいのある人に加えて、平成26年度より知的障がいのある人・精神障がいのある人へ対象が拡大されていることから、利用ニーズを検討するとともに、県・近隣自治体との連携を図りつつ、サービス提供体制の整備に努めます。また、行動援護についても同様に、事業者への働きかけに努め、サービスの確保を図ります。

(2) 短期入所及び日中活動系サービス

内容

| サービス名 | 内容 |
|----------------------------|---|
| 短期入所(ショートステイ) | 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の支援等を行います。 |
| 生活介護 | 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。 |
| 自立訓練 (機能訓練・生活訓練) | 自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| 就労移行支援 | 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| 就労継続支援 (A型=雇用型・B型=非雇用型) | 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| 療養介護 | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。 |

見込量

| サービス名 | | 平成 26 年度 (見込み) | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------------------|------|-------------------|----------|----------|----------|
| 短期入所 (ショートステイ) | 人/月 | 18 | 20 | 22 | 24 |
| | 人日/月 | 55 | 64 | 70 | 79 |
| 生活介護 | 人/月 | 48 | 65 | 83 | 104 |
| | 人日/月 | 745 | 1,105 | 1,411 | 1,768 |
| 自立訓練(機能訓練) | 人/月 | 1 | 2 | 2 | 3 |
| | 人日/月 | 21 | 42 | 42 | 63 |
| 自立訓練(生活訓練) | 人/月 | 2 | 2 | 2 | 3 |
| | 人日/月 | 24 | 42 | 42 | 63 |
| 就労移行支援 | 人/月 | 11 | 12 | 13 | 15 |
| | 人日/月 | 127 | 195 | 211 | 243 |
| 就労継続支援 A 型 | 人/月 | 6 | 7 | 9 | 12 |
| | 人日/月 | 122 | 136 | 175 | 234 |
| 就労継続支援 B 型 | 人/月 | 74 | 85 | 97 | 111 |
| | 人日/月 | 1,251 | 1,433 | 1,635 | 1,871 |
| 療養介護 | 人/月 | 4 | 4 | 4 | 4 |

確保のための方策

短期入所については、今後、地域生活に移行する人や精神障がいのある人の利用増加が見込まれることから、重度障がい者が利用できる医療型施設も含め、サービス提供基盤の拡充をはじめ、サービス量を確保するために近隣市町と調整し、サービス量の確保を図ります。

自立訓練(機能訓練・生活訓練)療養介護については、現状のサービス提供基盤を維持・拡充しながら、サービス量を確保します。

生活介護については、施設入所者の地域生活への移行やサービス提供事業者の参入により、利用者の増加が予測されます。サービス提供事業者との連携を図り、利用ニーズに応じたサービス提供ができるよう、サービス量の確保に努めます。

就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型・B型)については、障がいのある人の日中活動の場として多くの利用が見込まれるため、特別支援学校や関係機関などを通じて、対象者などに十分な情報を提供し、サービス内容に関する理解を深めるとともに、サービス提供事業者等と連携し、必要なサービス量の確保に努めます。

特に、就労移行支援事業や就労継続支援事業A型は、今後の見込量の充足が難しい事業となっていますが、県・近隣市町との広域的な連携のもと、課題解決に取り組むとともに、関係機関との連携を強化し、サービス量の確保に努めます。

また、就労継続支援事業B型については、サービス提供基盤の拡充により、今後も事業量の増加が見込まれるため、需要に応じたサービス提供が行えるよう、サービス提供体制の強化を図ります。

就労移行支援事業や就労継続支援事業については、利用者の自立した生活を支援することができるよう、サービス提供事業者や、さらには企業などとも連携しながら、工賃の確保にも努めます。また、播磨町地域自立支援協議会において、ハローワークや商工会、サービス提供事業者、民間企業、加古川障害者就業・生活支援センター等の関係機関、団体とのネットワークを構築し、自立した生活を支援することができる仕組みづくりに努めます。

(3) 居住系サービス

内容

| サービス名 | 内容 |
|-----------------|---|
| 共同生活援助(グループホーム) | 主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談をはじめ、その他の日常生活上の援助を行います。 |
| 施設入所支援 | 障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |

見込量

| サービス名 | | 平成 26 年度 (見込み) | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|--------|-----|-------------------|----------|----------|----------|
| 共同生活援助 | 人/月 | 14 | 15 | 17 | 19 |
| 施設入所支援 | 人/月 | 18 | 18 | 18 | 17 |

確保のための方策

共同生活援助については、地域生活への移行をめざすうえで、重要な居住拠点となります。今後も播磨町地域自立支援協議会において検討を進め、地域への理解促進に努めるとともに、近隣市町との連携及び事業者への働きかけ等により、住まいの場の確保を図ります。

施設入所支援については、平成 29 年度末における成果目標を踏まえて、平成 29 年度までに 1 人減少を見込量として設定しています。今後も施設入所支援利用希望者の増加が予測されますが、障害支援区分認定審査会を通じて決定する障害支援区分に基づき、必要な人が利用できるように努めます。

(4) 相談支援

内容

| サービス名 | 内容 |
|--------|---|
| 計画相談支援 | 障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。 |
| 地域移行支援 | 障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。 |
| 地域定着支援 | 居宅において単身で生活している障がいのある人などを対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。 |

見込量

| サービス名 | | 平成 26 年度 (見込み) | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|--------|-----|-------------------|----------|----------|----------|
| 計画相談支援 | 人/月 | 150 | 220 | 225 | 230 |
| 地域移行支援 | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 地域定着支援 | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 1 |

確保のための方策

平成 27 年度からは、障害福祉サービスを利用するすべての人に計画相談支援を導入することとなり、播磨町では、平成 26 年度末にセルフプランを含めて、利用者すべてに導入できる見込みとなっています。よって、今後は新規利用者への導入、相談支援事業者及び相談支援専門員の確保に努めるとともに、引き続き計画的な導入・適正な計画相談の実施に努めます。

地域移行支援・地域定着支援については、地域移行の可能性のある施設入所者への事業内容の周知・啓発に努めるとともに、行政、障害者支援施設や病院、サービス提供事業者が連携しながら、事業を推進します。また、播磨町地域自立支援協議会をはじめ、事業者間での連携を図り、地域移行を進めるうえでのセーフティネットを構築し、安心してサービスを利用できるよう、体制の整備に努めます。

2. 地域生活支援事業

(1) 必須事業

理解促進研修・啓発事業

内容

| 事業名 | 内容 |
|-------------|--|
| 理解促進研修・啓発事業 | 地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。 |

見込量

| 事業名 | | 平成 26 年度 (見込み) | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------------|----|-------------------|----------|----------|----------|
| 理解促進研修・啓発事業 | 有無 | 有 | 有 | 有 | 有 |

確保のための方策

障がいのある人への理解を促進し、サービスの利用だけではなく、地域における資源の活用や、地域の人々・団体等との各種交流活動や啓発活動につなげるため、当事者団体やボランティア団体等と協議しながら、当事者を主体とした実施手法等の確立に努めます。

自発的活動支援事業

内容

| 事業名 | 内容 |
|-----------|---|
| 自発的活動支援事業 | 障がいのある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。サービスを利用しながら社会参加していく支援を行います。 |

見込量

| 事業名 | | 平成 26 年度 (見込み) | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-----------|----|-------------------|----------|----------|----------|
| 自発的活動支援事業 | 有無 | 有 | 有 | 有 | 有 |

確保のための方策

障がいのある人やその家族、播磨町地域自立支援協議会における活動や地域による自発的な活動を支援し、活動内容の情報提供や周知に努めます。

相談支援事業

内容

| 事業名 | 内容 |
|-------------------|---|
| 障害者相談支援事業 | 障がいのある人やその保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うとともに、福祉施設や病院から地域への移行支援や地域における生活を支援します。 |
| 基幹相談支援センター | 総合的な相談を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。 |
| 基幹相談支援センター等機能強化事業 | 一般的な相談支援事業に加え、専門的職員の基幹相談支援センター等の配置をはじめ、基幹相談支援センター等による地域の相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施し、相談支援機能の強化を図ります。 |
| 住宅入居等支援事業 | 一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障がいのある人等に、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。 |

障害者相談支援事業は、平成 27 年度計画より、市町が実施する事業として、地域自立支援協議会の 1 項目として記載しています。

機能強化事業については、国・県の表記に合わせて、市町村相談支援機能強化事業から基幹相談支援センター等機能強化事業としています。

見込量

| 事業名 | | 平成 26 年度 (見込み) | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------------------|-------|-------------------|----------|----------|----------|
| 障害者相談支援事業 | 箇所 | 3 | 1 | 1 | 1 |
| 基幹相談支援センター | 設置の有無 | 無 | 無 | 無 | 有 |
| 基幹相談支援センター等機能強化事業 | 実施の有無 | 無 | 無 | 無 | 有 |
| 住宅入居等支援事業 | 箇所 | 無 | 無 | 無 | 無 |

確保のための方策

障害福祉サービス利用者への計画相談の導入等を踏まえ、相談支援サービス実施事業所に対して支援を行います。

基幹相談支援センター及び基幹相談支援センター等機能強化事業については、平成 29 年度の設置・実施に向けて広域的な視点で、検討を進めます。

住宅入居等支援事業については、地域生活への移行・定着のため、環境整備等について検討するよう努めます。

成年後見制度利用支援事業

内容

| 事業名 | 内容 |
|--------------|---|
| 成年後見制度利用支援事業 | 障害福祉サービスを利用しようとする障がいのある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。 |

見込量

| 事業名 | | 平成 26 年度 (見込み) | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|--------------|-----|-------------------|----------|----------|----------|
| 成年後見制度利用支援事業 | 件/年 | 1 | 1 | 1 | 1 |

確保のための方策

播磨町権利擁護まちづくり委員会等を通じて、成年後見制度に関する理解を促進するとともに、必要な障がいのある人が成年後見制度を利用することができるよう、引き続き必要な支援を行います。

成年後見制度法人後見支援事業

内容

| 事業名 | 内容 |
|----------------|---|
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 成年後見制度の後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、障がいのある人の権利擁護を図ります。 |

見込量

| 事業名 | | 平成 26 年度 (見込み) | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|----------------|----|-------------------|----------|----------|----------|
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 有無 | 無 | 無 | 無 | 有 |

確保のための方策

成年後見制度法人後見支援事業については、平成 29 年度の実施に向け、播磨町権利擁護まちづくり委員会等の場において、法人・団体等と協議しながら、検討・調整を進めます。

意思疎通支援事業

内容

| 事業名 | 内容 |
|----------|--|
| 意思疎通支援事業 | 聴覚や音声・言語機能に障がいのある人、又は聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者、要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援などにより、意思疎通を支援します。 |

見込量

| 事業名 | | 平成 26 年度 (見込み) | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-----------------|-----|-------------------|----------|----------|----------|
| 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | 件/年 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 手話通訳者設置事業 | 人/年 | 0 | 0 | 0 | 0 |

確保のための方策

町が主催する研修や講演会等で、聴覚障がいのある人が参加しやすいよう、手話通訳者の派遣に努めます。また、中途障がいのある人や高齢者等を対象とした要約筆記者の派遣に努めます。

手話奉仕員養成研修事業

内容

| 事業名 | 内容 |
|-------------|---|
| 手話奉仕員養成研修事業 | 意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等の自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術の習得者を養成します。 |

見込量

| 事業名 | | 平成 26 年度 (見込み) | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------------|-----|-------------------|----------|----------|----------|
| 手話奉仕員養成研修事業 | 人/年 | 15 | 24 | 26 | 28 |

確保のための方策

手話奉仕員養成研修の開催については今後も引き続き実施するとともに、受講者については本受講のみならず、手話通訳者養成研修の受講へと積極的につなげ、手話通訳者の人材確保に努めます。

日常生活用具給付等事業

内容

| 事業名 | 内容 |
|-----------------------|---------------------------------------|
| 日常生活用具給付等事業 | 障がいのある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付又は貸与します。 |
| 介護・訓練支援用具 | 特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等 |
| 自立生活支援用具 | 入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等 |
| 在宅療養等支援用具 | 透析液加温器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等 |
| 排泄管理支援用具 | ストマ装具、紙おむつ、収尿器等 |
| 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費) | 障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの |

見込量

| 事業名 | | 平成 26 年度 (見込み) | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-----------------------|-----|-------------------|----------|----------|----------|
| 介護・訓練支援用具 | 件/年 | 7 | 9 | 11 | 13 |
| 自立生活支援用具 | 件/年 | 9 | 10 | 11 | 12 |
| 在宅療養等支援用具 | 件/年 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 件/年 | 17 | 17 | 17 | 17 |
| 排泄管理支援用具 | 件/年 | 578 | 624 | 635 | 644 |
| 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費) | 件/年 | 2 | 2 | 2 | 2 |

確保のための方策

障がいのある人の在宅生活を支援するため、必要な日常生活用具の給付等を引き続き行います。

移動支援事業

内容

| 事業名 | 内容 |
|--------|-----------------------------------|
| 移動支援事業 | 屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行います。 |

見込量

| 事業名 | | 平成 26 年度 (見込み) | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|--------|------|-------------------|----------|----------|----------|
| 移動支援事業 | 人/年 | 39 | 49 | 58 | 69 |
| | 時間/年 | 2,567 | 3,296 | 3,901 | 4,641 |

確保のための方策

障がいのある人の社会参加を促進するとともに、障がいのある児童の自立に向けて、支援の充実に努めます。

地域活動支援センター事業

内容

| 事業名 | 内容 |
|--------------|--|
| 地域活動支援センター事業 | 障がいのある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。 |

見込量

| 事業名 | | 平成 26 年度 (見込み) | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|--------------------|-----|-------------------|----------|----------|----------|
| 地域活動支援センター (町内) | 箇所数 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| | 人/年 | 24 | 11 | 13 | 15 |
| 地域活動支援センター (町外) | 箇所数 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| | 人/年 | 27 | 27 | 28 | 29 |

確保のための方策

専門的職員の配置や人材の育成を促進し、質の向上と必要量の確保に努めます。
障がいのある人の地域における交流の場、憩いの場として、より一層充実するよう、体制強化に努めます。

(2) 任意事業

内容

| 事業名 | 内容 |
|---------------------|--|
| 日中一時支援事業 | 日中において介護する人がいないため、一時的に支援が必要な障がいのある人の日中における活動の場を確保し、社会に適應するための日常的な訓練等を行い、自立の促進、生活の向上等を図ります。 |
| 生活訓練事業 (のびのびハリマ) | 不規則な生活になりがちな夏休み中の健全な生活及び他の学校に通う児童との交流を目的とし、特別支援学級及び特別支援学校等の小学部に通う児童に対し、週2～3回個人の能力に応じた日常生活訓練やレクリエーション活動を行います。 |
| 訪問型歩行訓練 | 中途失明者等で視覚障がいのある人に対し、近隣生活圏や通勤先等において、個々の日常生活に応じた歩行訓練を実施することにより、視覚障がいのある人の自立と社会参加を図ります。 |
| 生活サポート事業 | 介護給付費支給決定者以外の人について、一時的に日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行うことにより、障がいのある人の地域での自立した生活の推進を図ります。 |
| 訪問入浴事業 | 在宅生活をしている重度の身体障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。 |
| 重度心身障害者福祉タクシー料金助成事業 | 在宅の重度障がいのある人(児)が生活行動範囲の拡大と社会参加のために、利用するタクシー運賃の一部を補助します。 (利用料金より最大1,500円まで) |
| 心身障害者扶養共済制度加入者補助事業 | 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例に基づく共済制度に加入している人に対し、掛金の一部を補助します。 |
| 訪問理美容サービス事業 | 家庭で寝たきり状態にあり、理美容院に出向くことが困難な障がいのある人に理容師または美容師が家庭を訪問し、理美容サービスを実施します。 |
| 障害者更生援護事業 | 福祉施設等に入通所している人、もしくはその扶養義務者に対し、補助金を支給することによって、その負担の軽減を図り、当該障がいのある人(児童)の自立更生を促進し、もって心身障がいのある人(児童)の福祉の増進を図ります。 |

見込量

| 事業名 | | 平成 26 年度 (見込み) | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------------------------|-----|-------------------|----------|----------|----------|
| 日中一時支援事業 | 人/年 | 12 | 15 | 18 | 20 |
| 日中一時支援事業 (生活介護) | 人/年 | 8 | 9 | 9 | 9 |
| 生活訓練事業 (のびのびハリマ) | 人/年 | 19 | 25 | 25 | 25 |
| 訪問型歩行訓練 | 人/年 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 生活サポート事業 | 人/年 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 訪問入浴事業 | 人/年 | 2 | 2 | 2 | 3 |
| 重度心身障害者福祉 タクシー料金助成事業 | 人/年 | 205 | 215 | 225 | 235 |
| 心身障害者扶養共済制 度加入者補助事業 | 人/年 | 26 | 26 | 26 | 26 |
| 訪問理美容サービス事業 | 人/年 | 3 | 5 | 5 | 5 |
| 障害者更生援護事業 | 人/年 | 92 | 97 | 102 | 107 |

確保のための方策

生活訓練事業などの事業の質的向上を図るとともに、事業内容などを周知し、利用の促進を図ります。

今後も一定のサービス提供を行うとともに、利用希望者に対応できるよう、各サービスの提供体制を構築します。

3. 障がいのある児童への支援

(1) 障がい児支援事業

内容

| サービス名 | 内容 |
|------------|--|
| 児童発達支援 | 障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。 |
| 医療型児童発達支援 | 障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。 |
| 放課後等デイサービス | 学校通学中の障がいのある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がいのある児童の放課後等の居場所を提供します。 |
| 保育所等訪問支援 | 保育所等を現在利用中の障がいのある児童(今後利用予定も含む)が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。 |
| 障害児相談支援 | 上記4つのサービスを利用する児童に、支給決定又は支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。 |

見込量

| サービス名 | | 平成 26 年度 (見込み) | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|------------|------|-------------------|----------|----------|----------|
| 児童発達支援 | 人/月 | 24 | 26 | 30 | 34 |
| | 人日/月 | 186 | 260 | 300 | 340 |
| 医療型児童発達支援 | 人/月 | 1 | 2 | 2 | 2 |
| | 人日/月 | 8 | 14 | 14 | 14 |
| 放課後等デイサービス | 人/月 | 55 | 60 | 72 | 84 |
| | 人日/月 | 427 | 571 | 684 | 798 |
| 保育所等訪問支援 | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 人日/月 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 障害児相談支援 | 人/月 | 72 | 80 | 84 | 88 |

確保のための方策

町内外事業所の増加により、より身近な地域で質の高い支援を必要とする児童がサービスを受けられるよう、事業所との連携に努め、サービス基盤の確保・拡充を図ります。

障害児相談支援については、障害児相談支援事業者と連携し、利用者のより身近な相談サービスの提供に努めるとともに、播磨町地域自立支援協議会の場を活用して、相談支援事業者のネットワークづくりに努めます。

第5章 第4期播磨町障害福祉計画の推進体制

1. 第2期播磨町障害者計画と連動した施策の推進

障害者権利条約の批准を踏まえ、障がいのある人への差別の撤廃や社会的障壁の除去に向け、障がいのある人への理解の促進に努めるとともに、地域で支えていく基盤づくりやサービス提供基盤の確保、障がいのある人の社会参加の促進など、障がいのある人が地域で安全・安心に暮らせるまちづくりを進めるため、播磨町障害者計画と連動しながら、計画を推進します。

2. 住民・事業者・地域等との協働の推進

障がいのある人に対する施策を推進していくためには、地域住民をはじめ、サービス提供事業者、ボランティア・NPO、民間企業、関係機関、医療機関等との連携・協働が重要となります。そのため、機会を通して連携を深めるとともに、地域住民やボランティアなどの地域福祉活動との連携・協働体制づくりを進め、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの推進を図ります。

3. 国、兵庫県及び近隣市町との連携

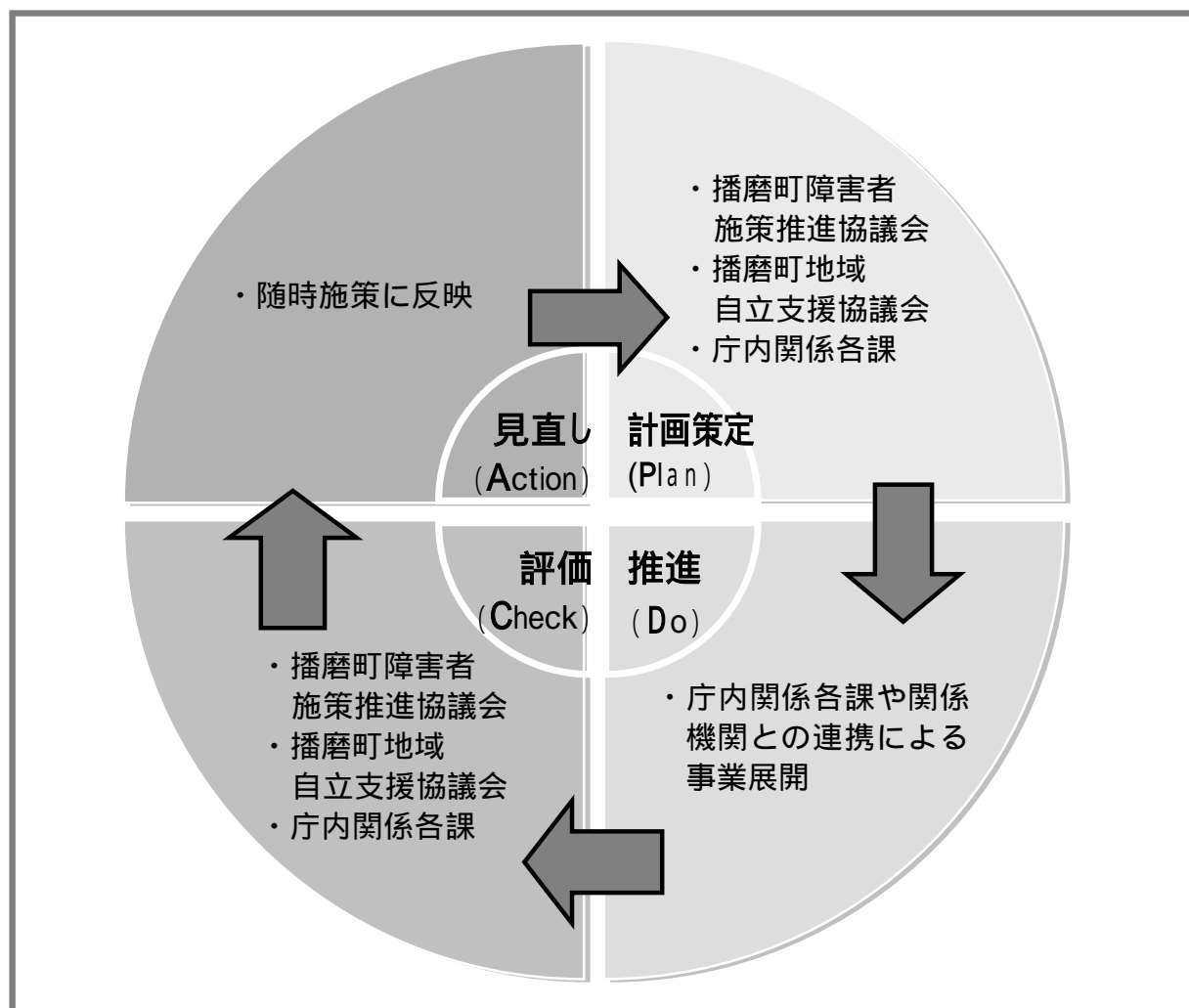
本計画の推進にあたっては、制度に的確に対応していくことも重要であり、国や兵庫県と連携しながら施策を展開します。

また、当町の面積等から、施設の全てを補うことは難しいと考えられるため、障害福祉サービスの提供・運用や就労支援など、本町だけでなく近隣市町を含めた広域的な調整とネットワークを強化し、計画を推進します。

4. 第2期播磨町障害者計画及び第4期播磨町障害福祉計画の達成状況の点検及び評価

各施策の実施状況等については、PDCAサイクルに基づき、計画の評価・見直しを行っていくとともに、播磨町障害者施策推進協議会等に随時意見を聴きながら、計画の進捗管理を行います。

また、計画の進捗については、住民への広報・周知にも努めます。



資料編

1. 障害福祉に関する法律等の状況

| 年 | 月 | 施策 | 概要 |
|---------------------|------|--------------------------------|--|
| 平成 17 年 (2005 年) | 10 月 | 「障害者自立支援法」の成立 | 障がい種別間でのサービス格差を解消し、障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会を実現するため、障害者施策を一元化し、障がいの種別にかかわらず福祉サービスを共通の制度により提供することや、就労支援の強化をポイントとして制定された。 |
| 平成 18 年 (2006 年) | 4 月 | 「学校教育法等の一部を改正する法律」の成立 | 児童・生徒等の障害の重複化に対応した適切な教育を行うため、盲学校、聾学校、養護学校を、障がい種別を超えた特別支援学校に一本化することや、学習障害・注意欠陥多動性障害等を含む障がいのある児童・生徒等に対する適切な教育の実施を規定する等の改正がされた。 |
| 平成 18 年 (2006 年) | 12 月 | 「障害者権利条約」を採択 | 障がいのある人の自立の尊重、非差別、社会参加等を原則とし、人権や基本的自由の享有の促進・保護及び尊厳を守ることを目的として採択された。 |
| 平成 18 年 (2006 年) | 12 月 | 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の施行 | 高齢者、障がいのある人等の移動や施設利用の利便性や安全性の向上を促進するために、公共交通機関、公共施設や重点整備地区において一体的な整備を推進することをポイントとして定められた。 |
| 平成 19 年 (2007 年) | 9 月 | 「障害者権利条約」の署名 | 平成 18 年(2006 年)に国連で採択された「障害者権利条約」に日本が署名した。 |
| 平成 21 年 (2009 年) | 4 月 | 「障害者雇用促進法」の改正 | 障害者雇用納付金制度の対象を拡大、身体障がいのある人または知的障がいのある人の短時間労働における実雇用率のカウントの設置、企業グループ全体で実雇用率を通算可能、中小企業が事業協同組合等を活用して共同事業を行うとき実雇用率を通算可能といった措置へ改正された。 |
| 平成 22 年 (2010 年) | 1 月 | 「基本合意文書」の調印 | 障害者自立支援法違憲訴訟原告団等と厚生労働省との間で、遅くとも平成 25 年 8 月までに、障害者自立支援法を廃止し、新たな総合的な福祉法制を実施すること、新制度の制定にあたっては、障がい者の参画の下に十分な議論を行うこと等を含む「基本合意文書」が交わされた。これを契機として、各地で提起された訴訟は和解の方向に進んだ。 |

| 年 | 月 | 施策 | 概要 |
|---------------------|------|---|--|
| 平成 22 年 (2010 年) | 12 月 | 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(以下、「整備法」という。)」の公布 | 障がい者制度見直しまでの間の障がいのある人の地域生活をするを目的として、利用者負担の見直し、障がい者の範囲の見直し、相談支援の充実、障がい児支援の強化等を内容とし、公布日施行、平成 24 年 4 月 1 日までの政令施行、平成 24 年 4 月 1 日施行の項目に区分された。 公布日施行は、発達障害が障害者自立支援法の対象であることの明確化、難病の方に対する支援・移動支援についての検討等の項目。 |
| 平成 22 年 (2010 年) | 12 月 | 「障害者自立支援法」の改正 | 平成 23 年 10 月からグループホーム・ケアホームの家賃助成、重度の視覚障がい者の同行援護等が平成 24 年 4 月から、相談支援の充実、障がい児支援の強化等が実施される。 |
| 平成 23 年 (2011 年) | 6 月 | 「障害者虐待防止法」の公布 | 障がいのある人の尊厳を守り、自立と社会参加を支援する上で、虐待を防止することが極めて重要であるとして、虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援等に関して規定する「障害者虐待防止法」が制定された。市町村の関係部局等は、虐待に関する届出の受理や相談等を行う障害者虐待防止センター機能を果たすことが求められている。施行は、平成 24 年 10 月。 |
| 平成 23 年 (2011 年) | 8 月 | 「障害者基本法」の改正施行 | 障害者基本法を「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するための障害者施策に関する基本原則」として、障がい者の定義の見直しの他、差別の禁止、国際協調などの規定の新設、自立や社会参加支援に重点を置いて多岐にわたる規定の改正が行われた。 |
| 平成 24 年 (2012 年) | 10 月 | 「改正児童福祉法」の施行 (整備法による) | 整備法による障がい児支援に関連する改正児童福祉法の施行。障がい児施設の一元化(児童発達支援センター、障がい児入所施設) 通所支援の実施主体が市町村に移行、障がい児の相談支援の充実(通所利用支援計画の作成、障害児相談支援事業の創設)、18 歳以上の障がい児施設入所者は障がい者施策で対応等、障がいのある児童への支援を児童福祉法を中心として、地域での支援を身近な自治体で行うという方向になる。 |

| 年 | 月 | 施策 | 概要 |
|---------------------|-----|---|---|
| 平成 25 年 (2013 年) | 4 月 | 「障害者優先調達推進法」の施行 | 障がい者就労施設で就労する障がいのある人や在宅で就業する障がいのある人の経済的自立を進めるため、公機関が、物品やサービスを調達する際、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定された。 |
| 平成 25 年 (2013 年) | 4 月 | 「障害者総合支援法」の施行 | 障がい者の範囲の見直し、障がい支援区分への名称・定義の改正等、法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げ、従来の「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」として制定された。 |
| 平成 25 年 (2013 年) | 6 月 | 「精神保健福祉法改正法」が成立 (平成 26 年 4 月施行、一部、平成 28 年 4 月) | 精神障がいのある人の地域生活への移行を促進するため、精神障がいのある人の医療に関する指針(大臣告示)の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続き等の見直し等を行うことを定めた。 |
| 平成 26 年 (2014 年) | 1 月 | 「障害者権利条約」を批准 | 障がいのある人の人権や基本的自由の共有を確保し、障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がいのある人の権利の実現のために処置等を規定している国際条約。日本は、140 番目の批准国となった。 |
| 平成 26 年 (2014 年) | 4 月 | 「障害者差別解消法」が成立 (平成 28 年 4 月に施行) | 障害者基本法第 4 条の差別の禁止の基本原則を具体化し、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として定めた。 |
| 平成 28 年 (2016 年) | 4 月 | 「改正障害者雇用促進法」が施行(一部、平成 30 年 4 月施行予定) | 雇用の分野における障がいのある人に対する差別の禁止及び障がいのある人が職場で働くにあたっての支障を改善するための借置(合理的配慮の提供義務)を定めるとともに、障がいのある人の雇用に関する状況に鑑み、精神障がいのある人を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずることを定めた。 |

第4期播磨町障害福祉計画

平成27年3月

発行：播磨町

編集：播磨町福祉グループ高齢障害福祉チーム

〒675-0182 兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号

TEL：079-435-2361 FAX：079-435-0831